

=目次=

1. 重大事故情報等＝1件（8月7日～8月14日分）
 - (1)トラック運転者大麻取締法の容疑で逮捕

2. 自動車事故報告規則等の一部を改正する省令等に関するパブリックコメントの募集について

3. 自動車運送事業者に対する監査実施状況等の概要（平成20年度）のお知らせ



【1. 重大事故情報等＝1件】（8月7日～8月14日分）

(1)トラック運転者大麻取締法の容疑で逮捕

～運転者の心理的要因及びこれらへの対処方法の徹底を！～

8月14日、警察は東京都の多摩川河川敷で大麻を栽培し、密売したとしてトラック運転者を大麻取締法（営利目的譲渡）の容疑で逮捕、同事業者トラック運転者を同法違反（譲受）の容疑で逮捕した。

トラック運転者は「これまでに、11人に大麻を売った。」と話しており、同容疑者は平成17年ごろから大麻を吸っていたとのこと。

なお、この他にも他の事業者契約社員1名が同法違反の容疑で逮捕された模様。



【2. 自動車事故報告規則等の一部を改正する省令等に関するパブリックコメントの募集について】

事業用自動車における事故削減のため、事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会によりまとめられた『事業用自動車総合安全プラン2009』（平成21年3月）を踏まえ、国土交通省では、下記のとおり、自動車事故報告規則等の一部を改正する省令等の策定を検討しています。

このため、広く国民の皆様からこの内容に対するご意見をホームページで募集しています。

主な内容は次のとおりです。

- (1) 自動車事故報告規則に基づく報告対象とすべき事故の範囲、報告時期等について見直しを行い、速報すべき対象の拡大及び事故速報の報告時期の迅速化等を図ることとする。
- (2) 運転者に対する指導監督を実施した際には、その内容を記録・保存しなければならないこととする。
- (3) 新たに運転者を雇い入れた際、運転者の過去の事故歴を把握し、運転者に対し、必要に応じた指導を行い、適性診断を受けさせるべきこととする。

改正等の概要、今後のスケジュール、意見提出方法等について、詳しくは、ホームページをご

覧下さい。

(http://www.mlit.go.jp/appli/pubcom/jidosha02_pc_000012.html)



【3. 自動車運送事業者に対する監査実施状況等の概要（平成20年度）のお知らせ】

平成20年度における自動車運送事業者に対する監査実施件数は、11,546件に上り、前年度に比べ779件（7.2%）増加しました。

業態別の監査実施件数は次のとおりです。

- (1) 乗合バス事業者に対して316件（対前年比41件（14.9%）増）
- (2) 貸切バス事業者に対して1,250件（同537件（30.0%）減）
- (3) タクシー事業者に対して4,449件（同990件（28.6%）増）
- (4) トラック事業者に対して5,531件（同285件（5.4%）増）

なお、全ての業態を通じ、点呼の未実施等の点呼の実施に係る違反が最も多く、その他、運転者への指導監督義務違反、運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準の設定違反が多く見られました。

行政処分の状況の年度別推移等について、詳しくは、ホームページをご覧ください。

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/03safety/checkup2008.html>)



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車交通局安全政策課

*このメルマガについてのご意見は、<jiko-antai@mlit.go.jp>までお寄せください

自動車交通局ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

バックナンバー(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/enzenplan2009/backnumber.html>)

